

会員に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第 44条第2項の規定に基づき、この法人(以下「本財団」という。)の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通会員)

第2条 本財団の目的、事業に賛同する個人又は法人は、理事長の承認を得て普通会員となることができる。

(賛助会員)

第3条 団体又は個人で、本財団の活動を賛助する者は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(入会手続)

第4条 前2条の会員(以下単に「会員」という。)になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第5条 会員は、会員種別に応じて毎年下記の年会費を納入しなければならない。

- (1) 普通会員 個人会員1万円・法人会員1口5万円(正味財産又は公益目的事業費が500万円以下の法人は1口とし、同500万円を超える法人は2口以上とする。)
- (2) 賛助会員 1口20万円

(会員特典)

第6条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 本財団の相談員から、公益事業を推進するための法人の設立・運営等の相談を、無料で受けることができる。
- (2) 本財団が主催するセミナー、研究会等に無料で参加できる。
- (3) 本財団が常設する公益法人研究室を無料で使用して以下のことができる。
 - (ア) 研究室内にある公益法人関係の書類の閲覧
 - (イ) 本財団の公益認定申請をした申請書及び公益認定を受けるまでの申請関連書類の閲覧
 - (ウ) 本財団の研究室員と共に公益法人制度及び公益認定について研究すること。
- (4) 会員が希望するときは、理事長の承認を得て、本財団の委員会若しくは臨時に設置する委員会の委員に就任することができる。

(会費の使途)

第7条 第5条の会費は、毎事業年度におけるその合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除 名)

第8条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に反する行為をするなど、会員として相応しくないと認めら

れるとき。

(2) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき。

2 前項のうち(1)の事由に該当するときは、当該会員には弁明の機会を与えるものとする。

(退 会)

第9条 会員はいつでも退会通知を本財団に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(理事会への報告)

第10条 理事長は、新たに会員となった者及び退会した者について、その入会の承認又は退会した理由を理事会に報告するものとする。

(改 正)

第11条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補 則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規定は、令和3年3月22日より施行する。

2. 令和3年7月2日改訂

3. 令和3年12月23日改訂